

○ 総務省告示第十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十四号（電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年一月三十日から施行する。

令和二年一月三十日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

〔一 略〕

二 施行規則第六条第四項第二号(イ)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次の表に掲げるいずれかのものであること。

〔表略〕

三 施行規則第六条第四項第二号(ロ)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりのものであること。

占有周波数帯幅の許容値	周波数	空中線電力
二〇〇kHz以下	中心周波数が、九一六・八kHz、九一八kHz若しくは九一九・二kHz又は九二〇・四kHz以上九二三・四kHz以下であつて、九二〇・四kHzに二〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の管体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二七デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)
二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下	中心周波数が九二〇・五kHz以上九二三・三kHz以下であつて、九二〇・五kHzに二〇kHzの整数倍を加えたもの	以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。
四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの	中心周波数が九二〇・六kHz以上九二三・二kHz以下であつて、九二〇・六kHzに二〇kHzの整数倍を加えたもの	
六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下	中心周波数が九二〇・七kHz以上九二三・一kHz以下であつて、九二〇・七kHzに二〇kHzの整数倍を加えたもの	
八〇〇kHzを超え一、〇〇〇kHz以下	中心周波数が九二〇・八kHz以上九二三kHz以下であつて、九二〇・八kHzに二〇kHzの整数倍を加えたもの	

四 施行規則第六条第四項第二号(ハ)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。

〔表略〕

五 施行規則第六条第四項第二号(ニ)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。

改正前

〔一 同上〕

二 施行規則第六条第四項第二号(イ)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、周波数及び空中線電力が次の表に掲げるいずれかのものであること。

〔表同上〕

〔新設〕

三 施行規則第六条第四項第二号(ハ)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。

〔表同上〕

〔新設〕

周波数	空中線電力	備考
五七 <sup>kHz</sup> 以上六四 <sup>kHz</sup> 未満	〇・〇一ワット以下	設備規則第四九条の十四第 十二号に規定するものに 限る。
五七 <sup>kHz</sup> 以上六六 <sup>kHz</sup> 未満	〇・二五〇ワット以下	設備規則第四九条の十四第 十三号に規定するものに 限る。

〔前〕

八七六

〔略〕  
〔略〕

施行規則第六条第四項第四号に規定するもの（同号(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに  
限る。）にあつては、空中線電力が二五〇ミリワット以下であることとし、一〇ミリワット  
を超えるもの場合は、等価等方輻射電力が四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとす  
る。）以下であること。

九 施行規則第六条第四項第五号に規定するもの（同条の二の四第三号に掲げる周波数の電波を  
使用するものに限る。）にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。

イ 主として同一の構内において固定して使用されるものであつて、占有周波数帯幅の許容値  
が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇  
〇〇kHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下であること。

ロ 主として同一の構内において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワ  
ット以下であること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四

一、八九七・四kHz、一、八九九・二kHz及び一、九〇一kHzの周波数の電波を使用する無線局  
（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九  
九・一kHzの周波数の電波を使用する無線局（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇  
〇〇kHzのものに限る。）にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。

イ 主として同一の構内において固定して使用されるものであつて、占有周波数帯幅の許容値  
が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇  
〇〇kHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下であること。

ロ 主として同一の構内において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワ  
ット以下であること。

七六五

〔同上〕  
〔同上〕

施行規則第六条第四項第四号(5)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、空中線  
電力が二五〇ミリワット以下であることとし、一〇ミリワットを超えるもの場合は、等価等  
方輻射電力が四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔新設〕